

## 令和2年 天草市農業委員会第5回総会議事録

令和2年5月26日天草市役所本庁3階第3会議室に招集された。

### 1、総会に出席した委員は、次のとおりである（12名）

1番	本田 実 君	2番	中川 徹 君
3番	黒川紀世子 君	4番	松下 敏明 君
5番	山下 和弘 君	6番	玉田 秀敏 君
7番	金棒 康二 君	8番	淀川 洋一 君
9番	富崎 ますみ 君	10番	中村 三千人 君
11番	山並 彰一郎 君	13番	野中 幸廣 君

### 2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（1名）

12番 井島 安一 君

### 3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（6名）

事務局長	岩本 隆二	係長	荒木 賢司
係長	松本 馨	書記	山川 裕輔
書記	井上 拓海	書記	浦川 優也

### 4、議事日程

#### 開 会

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議第23号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第24号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第25号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第26号	農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について
日程第6	議第27号	空き家に付属した農地の指定について
日程第7	議第28号	非農地通知書交付申請について
日程第8		報告事項について

#### 閉会

開 議 午後 14 時 00 分

○事務局（岩本隆二君） ただいまから令和 2 年天草市農業委員会第 5 回総会を開会いたします。それでは本田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（本田実君） 皆さんこんにちは。コロナウイルスの中、経済環境や農業関係が影響を受けておりますが、私たちはそういった変化に応じながら農業委員会を進めていかなければいけないと考えています。5 月 19 日から 5 月 21 日まで農地利用最適化推進委員ブロック別研修会があり、全員参加で行うことができました。また、5 月 22 日から 8 月 3 日まで農地利用状況調査があります。もし農地利用最適化推進委員から協力をお願いされたときはご協力をお願いします。本日は全体で 65 件の案件がありますが、慎重なご審議をお願い致します。

○事務局（岩本隆二君） 本日は、12 番井島安一委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員がご出席でございますので、本日の総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、7 番金棒委員、8 番淀川委員を指名致します。

○議長（本田実君） 日程第 2、議第 22 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。深海町の譲受人は亀場町の譲渡人より、亀場町の田 933 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した亀川小学校から北東へ約 0.2km、青色で着色した国道 266 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹及び野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見ををお願い致します。

○9 番（富崎ますみ君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。
- 事務局（浦川優也君） 2番について説明します。城下町の譲受人は亀場町の譲渡人より、佐伊津町の畑348㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した佐伊津小学校から南西へ約0.6km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。
- 議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。
- 8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。
- 議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。質疑はありませんか。  
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。
- 事務局（山川裕輔君） 3番について説明します。二浦町の譲受人は長崎市昭和町の譲渡人外1名より、二浦町の畑343㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した市役所牛深支所二浦出張所から北西へ約0.1km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。
- 議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。
- 7番（金棒康二君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。
- 議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。質疑はありませんか。  
（質疑なしの声あり）
- 議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。
- 事務局（浦川優也君） 4番について説明します。栖本町の譲受人は熊本市東区の譲渡人より、栖本町の田2,346㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。

い。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した栖本小学校から北東へ約1.0km、青色で着色した松島馬場線の東側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○6番（玉田秀敏君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

---

○議長（本田実君） 日程第3、議第23号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の2ページをお開きください。1番について説明します。転用者は東浜町の個人で、本渡町の畑222㎡を駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草高校から北西へ約0.3km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域内に位置する第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、貸駐車場として需要が見込まれるため、駐車場6台として整備し利用する計画です。資料③の2ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に造成されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 2番について説明します。転用者は栢宇土町の個人で、亀場町の田182㎡を転用し宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草地域医療センターから北西へ約0.3km、青色で着色した国道266号線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、駐車スペースが不足しているため住宅1棟、駐車場2台、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に造成されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9番（富崎ますみ君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 3番について説明します。転用者は栢宇土町の個人で、栢宇土町の畑610㎡を貸倉庫に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草地域医療センターから北西へ約0.6km、青色で着色した国道266号線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、貸倉庫の需要が見込まれるため、貸倉庫1棟、堆肥小屋1棟、乾燥小屋1棟として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に建築されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9番（富崎ますみ君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君）4番について説明します。転用者は志柿町の個人で、志柿町の畑 204㎡に植林し転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した旧志柿小学校から南西へ約 0.4km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、農地として管理が難しいため、どんぐり 14 本を植林し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に植林されているため始末書が添付されています。以上です。

○3 番（黒川紀世子君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

---

○議長（本田実君） 日程第 4、議第 25 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君）資料②の 3 ページをお開きください。1 番について説明します。転用者は天草郡苓北町の法人で、亀場町の田 1,160㎡を売買により取得して資材置場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草地域医療センターから北へ約 0.3km、青色で着色した国道 266 号線の北側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、旧本渡市内に資材置場が必要で分譲地から近いため、資材置場として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9番（富崎ますみ君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 2番について説明します。転用者は天草郡苓北町の法人で、亀場町の田 593 m<sup>2</sup>を売買により取得してモデル住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草地域医療センターから北へ約 0.3km、青色で着色した国道 266 号線の北側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、分譲地に隣接していることから、モデル住宅 2 棟、駐車場 4 台、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○9番（富崎ますみ君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 3番について説明します。転用者は佐伊津町の個人で、佐伊津町の田 285 m<sup>2</sup>を贈与により取得して宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した佐伊津小学校から南西へ約 0.4km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水

図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、駐車スペースが不足しているため、住宅1棟、駐車場6台、庭として整備し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。既に造成されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（浦川優也君） 4番について説明します。転用者は佐伊津町の個人で、佐伊津町の田583㎡を贈与により取得して植林する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した佐伊津小学校から南西へ約0.4km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、自宅の防風林として利用したいため、クヌギ50本を植林し利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○8番（淀川洋一君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

---

○議長（本田実君） 日程第5、議第26号、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。



○事務局（井上拓海君） 議第 21 号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について説明します。資料②の 4 ページをご覧ください。所有権移転の計画が 0 件、利用権の新規設定の計画が 5 件、再設定が 29 件、転貸が 0 件、合計 34 件で、筆数 93 筆、総面積が 119,786 m<sup>2</sup>となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の 4 ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 6、議第 27 号、空き家に付属した農地の指定についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（荒木賢司君） お手元の資料③の後ろのページをご覧ください。空き家に付属する農地の別段面積取扱基準についてこれまでの経緯について説明いたします。以前から天草市の空き家情報バンクを主管する地域政策課から、移住・定住者の中には、空き家に付属する農地の取得を希望される方もいらっしゃるので取得できるようにならないかとの要望がありました。農地の権利取得においては農地法第 3 条による制限がなされているので取得できませんが、今後本市の定住促進と地域の活性化、遊休農地の有効利用及び解消などに寄与するため「空き家に付属する農地」取得に係る下限面積要件緩和について検討しました。令和元年 10 月 4 日及び本年 2 月 7 日開催の天草地区農業委員会連絡協議会代表者会議において、「空き家に付属する農地」について協議し、管内各市町の別段面積 40 アールと同様、「空き家に付属する農地」の別段面積につきましても天草地域で格差が生じないように、等しく 1 アールに設定する方針で、各市町の総会に議案上程しました。本市においては 3 月 25 日の総会にて承認をいただき、この取り扱い基準を 4 月 1 日から施行しています。なお、今回承認された指定農地の所有権移転手続きにつきましては、農地法第 3 条許可申請書を農業委員会に提出し、総会にて審議、許可書の発行となります。繰り返しになりますが、まず農地の指定の申請、総会での審議、公示を行い、続いて 3 条申請、総会での審議、許可書の発行という手続きになります。続いて今回申請のありました件につきまして担当の方から説明いたします。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の 23 ページをお開きください。空き家に付属する農地指定

申請書件数は有明地域が3件。筆数は全体で7筆となっております。1番から3番は同じ申請人ですので一括して説明します。1番から3番の地図です。黄色で着色した旧浦和小学校から北東へ約0.6kmのところになります。次が航空写真です。空き家を黄色、申請農地を赤色で着色しています。空き家については天草市空き家等情報バンク制度のデータベースに登録されていることを確認しております。次が現地の写真です。所有者は遠方に住んでおり今後遊休農地になることが見込まれます。次に4番の地図です。黄色で着色した須子郵便局から北東へ約0.4kmのところになります。次が航空写真です。空き家については天草市空き家等情報バンク制度のデータベースに登録されていることを確認しております。次が現地の写真です。農地は住宅街にあり、荒れると周囲に迷惑をかけることから所有者は周囲の住民に頼んで管理をしている状態です。次に5番から7番は同じ申請人ですので一括して説明します。5番から7番の地図です。黄色で着色した須子郵便局から北東へ約0.4kmのところになります。次が航空写真です。空き家については天草市空き家等情報バンク制度のデータベースに登録され、権利移動が済んでいることを確認しております。次が現地の写真です。所有者は遠方に住んでおり今後遊休農地になることが見込まれます。資料③の5ページの天草市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準をご覧ください。第2条(6)空き家に付属した農地とは、空き家と同一の所有者等が権利を有する農地のうち、空き家に隣接する遊休農地（農業委員会が認めた場合はこの限りではない。）で、1筆ごとに農業委員会が指定したものです。天草市空き家情報バンク制度の利用登録者が登録された空き家と、農業委員会が指定した農地を併せて取得する場合には、農地法3条の許可要件の一つである、下限面積を引き下げることが可能となります。以上です。

○議長（本田実君） 先日現地を確認しましたが、説明のとおり問題はないと思います。それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり空き家に付属した農地として指定します。

○議長（本田実君） 日程第7、議第28号、非農地通知書交付申請書についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（山川裕輔君） 資料②の24、25、26ページをお開きください。非農地通知書交付申請件数は、本渡地域が3件、五和地域が1件、天草地域が12件、合計16件。筆数は全体で35筆、面積は16,403㎡となっております。現地確認を実施し、資料③の4ページの「農

地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。それでは、スクリーンをご覧ください。1番の地図です。黄色で着色した広瀬公園野球場から北へ約0.2kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が2番の地図です。黄色で着色した天草地域医療センターから北へ約0.1kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が3番の地図です。黄色で着色した旧志柿小学校から南西へ約0.4kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が4番と5番の地図です。黄色で着色した天草病院から北西へ約0.4kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が6番の地図です。黄色で着色した大江天主堂から北へ約0.8kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が7番から35番の地図です。黄色で着色した天草小学校から南西へ約1.3kmのところになります。次が航空写真です。次が現地の写真です。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認いたします。1番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 2番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） 3番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 4番、5番について意見及び質疑はございませんか。

○5番（山下和弘君） 4番、5番について、先日推進委員の原田委員と現地確認いたしましたが、周りも耕作されており、4番は牧草がつくられ、5番はまだ耕作できるとみられるため、山林とは言えないと判断しました。

○議長（本田実君） 他に質疑がなければ本件につきまして、4番5番について農地とすることにご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、農地と判断致します。

○議長(本田実君) 6番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長(本田実君) 7番から35番について意見及び質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(本田実君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本田実君) ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

---

○議長(本田実君) 日程第6、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局(山川裕輔君) 資料②の27ページをお開きください。農地利用・形状変更届はありませんでした。第4条関係の許可不要転用届はありませんでした。第5条関係の許可不要転用届は1件。携帯電話の鉄塔を建設するというものでした。以上です。

---

○議長(本田実君) これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。これをもちまして、令和2年天草市農業委員会第5回総会を閉会致します。

---

午後16時00分 閉会

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会長 本田実

署名委員 淀川洋一

署名委員 金棒康二